

社団法人仙台市薬剤師会定款施行規則・細則	②一般社団法人仙台市薬剤師会会費規則（案）
<p><b>新設</b></p> <p>（入会金及び会費）</p> <p>第4条 会員は総会の決定するところに従い、会費・負担金・入会金を納入する義務を負う。</p> <p><b>新設</b></p> <p>事務費用として入会金をいただく</p> <p>市薬とブロックの会計が統合されるため、正会員は今まで通りの年会費 12,000 円とブロック会費 3,000 円を合算して表記しております。</p> <p>2. 既納した前項の会費・負担金・入会金は返還しないものとする。</p> <p>3 会費の納付期限、交付する手数料の額については細則で定める。</p> <p>4 年度の途中において入会したものの会費は、当該年度の会費を4分し、入会した月の属する四半期を含めた残余期間に応じた相当額を納入するものとする。</p> <p>5 名誉会員は会費を要しない。</p> <p style="text-align: center;">第三章 会費等の賦課 第四章</p> <p>（会費の賦課額等）</p> <p>第9条 会費の額及び賦課・徴収方法については、総会でこ</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、一般社団法人仙台市薬剤師会（以下「本会」という。）定款第8条第4項に基づき、正会員および賛助会員の入会金並びに正会員、賛助会員および特別会員の年会費（以下「会費等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>削除</b></p> <p>（会費等）</p> <p>第2条 本会の会費等は、次に掲げるところによる。</p> <p>（1）入会金は、3,000円とする。ただし、特別会員および名誉会員を除く。</p> <p>（2）年会費は、会員の種別により以下のように定める。</p> <p style="margin-left: 40px;">① 正会員 15,000円 ② 特別会員 1,000円 ③ 賛助会員 12,000円 ④ 名誉会員 無料</p> <p><b>削除</b>（定款8条第5項に記載）</p> <p>（納期）</p> <p>第3条 会員は、年会費を本会所定の方法により毎年理事会で決定した期日までに納入しなければならない。</p> <p>（入会時の会費等）</p> <p>第4条 年度の途中において入会したものの会費は、当該年度の会費を4分し、入会した月の属する四半期を含めた残余期間に応じた相当額を納入するものとし、入会申込書の提出と同時に納入しなければならない。</p> <p><b>削除</b>（第2条2に集約）</p> <p><b>削除</b></p>

れを定める。

新設

新設

(督促)

第5条 指定する納付期日を超えても納付されない場合は、納付期限を付して催告する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は総会において定める。

附 則

この規則は、一般社団法人仙台市薬剤師会の設立の登記の日から施行する。